

国際法協会第74回（2010年）ハーグ（オランダ）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第74回世界大会は、2010年8月15日から19日までハーグ（オランダ）のハーグ大学において開催された。大会のタイトルは、*De Iure Humanitatis: Peace, Justice and International Law* であった。委員会（Committee）としては、8月16日に Cultural Heritage Law, International Commercial Arbitration, International Human Rights Law, Islamic Law and International Law, Recognition/Non-recognition in International Law、8月17日に International Criminal Court, International Law on Biotechnology, International Protection of Consumers, Reparation for Victims of Armed Conflict, Space Law, Teaching of International Law, The Legal Principles relating to Climate Change、8月18日に Feminism and international Law, International Civil Litigation and the Interests of the Public, International Family Law, International Monetary Law, International Securities Regulation, International Trade Law, Non-State Actors, Outer Continental Shelf, Use of Force、8月19日に Baselines under the International Law of the Sea, International Law on Sustainable Development, Rights of Indigenous Peoples の各委員会セッションが開催され、また、Study Groupとしては、8月16日に Responsibility of International Organisations、8月17日に The Use of Private Law Principles for the Development of International Law, UN Reform、8月18日に Practice and Procedure of International Tribunals、8月19日に Role of Soft Law Instruments in International Investment Law, Sovereign Insolvency の各スタディ・グループのセッションが開催された。他にも、多様なテーマの会合が開催された。

以下の報告は、当該委員会、スタディ・グループの報告者・（代理）委員として出席した日本支部会員によるものである（順不同）。なお、当該委員会、スタディ・グループの報告書は、ILAのホームページ <http://www.ila-hq.org> に掲載されている。また詳細は *Proceedings* に掲載される予定であるため、それらをご覧頂きたい。

（中谷和弘）

1. 國際通貨法委員会

国際通貨法部会（通称 MOCOMILA）は①2010年8月17日に蘭中央銀行で内部会合（出席者40名程度）、②同18日にハーグ大学でオープン会合（出席者80名程度）、③同日に金融危機に関する公開討論会（出席者120名程度）を実施した。各々の概要は以下の通り。

（1）内部会合の概要 部会の事務事項確認の

他、蘭中央銀行の Elderson 法務部長と Houben 金融安定部長から「金融危機の教訓」に関する報告があり、① 倒産に瀕した金融機関を閉鎖するか救済するかを巡り金融システム安定と株主利益保護の2目的が相反する場合、法的正当性を如何に確保するか、② Cross Default 条項等、個別リスク管理を目的とする契約が金融システム不安定化をもたらす場合、金融当局は私的

自治にどこまで介入可能か、を討議した。

（2）オープン会合の概要 部会メンバーの Follack 独弁護士、Baxter 米 NY 連邦準備銀行法務部長、Gortsos 希大学教授及び Smits 蘭大学教授から各々、① 金融危機後の規制課題（総論）、② 米国の対応（リーマン破綻では NY 連銀は救済に積極的に動いていた経緯を説明）と2010年7月成立の Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (Pub. Law No. 111-203) 後の規制の大変革の留意点（Bear Sterns と AIG の救済で用いた法人を介した迂回融資が不可能に）、③ EU の監督当局の課題（法的権限がない）、④ EU におけるその他の課題について報告があり、討議した。

（3）合同公開討論会の概要 部会メンバーの Hagan 米 IMF 法律顧問、Buchheit 米弁護士及び前政府金融当局の Maatman 氏から各々、① G20 等の対応状況（国際条約による統一化は諦め、ミニマムレベルの調和化を模索）、② 弁護士から見た課題（機関投資家ですら契約上のリスク把握が不十分）、③ EU 加盟国の監督手法の課題が報告され、質疑応答では各討論者から民間の自主規制では限界があり、当局の積極的関与が不可避といった見解が示された。

（久保田 隆）

2. 武力行使委員会

「武力行使（use of force）」に関する本委員会は、2005年5月に設置が決定されたもので、現在、Mary Ellen O'Connell 教授（米国）を委員長、Judith Gardam 教授（オーストラリア）を報告者とする計18名の委員によって構成されている。2001年9月11日の同時多発テロ事件、それに引き続く米国による「対テ

ロ戦争（global war on terror）」に触発されて、国際法における「戦争（war）」または「武力紛争（armed conflict）」の意味を客観的に明らかにすることを任務とする。2008年8月のリオ・デ・ジャネイロ大会に「初回報告書（Initial Report）」を提出したのち、そこで指摘された問題点を踏まえて作業を継続し、今回のハーグ大会に「最終報告書（Final Report）」を提出した。

公開委員会では、Duncan French 教授（英国）を座長に迎え、最初に、O'Connell 委員長から「最終報告書」の内容が紹介された。同報告書の結論は、①「武力紛争」が存在するためには、（i）組織化された武装集団の存在、（ii）一定の烈度（intensity）を伴う戦闘への従事、という2つの要素が必要であること、②国際法では「戦争」の概念が「武力紛争」の概念にほれ取って代わられたこと、③宣戰布告など紛争当事者の主觀的意図は、それのみでは法的な戦争状態や武力紛争状態を生み出さないこと、④法的な武力紛争状態は、客観的基準によって決定されること、⑤武力紛争状態の正確な確定は、条約義務、国連の平和維持活動、庇護権、軍備管理義務、中立法、交戦者の権利など、国際法の各分野に重大かつ広範な影響を及ぼすこと、を内容とするものである。

委員長からの最終報告書の紹介に続いて、まず、筆者を含む数名の出席委員から同報告書に対するコメントが述べられ、次いでフロアから多数の質問が出され、委員長から回答が行われた。続いて、本委員会が今後取り組むべきテーマについて議論が行われ、自衛権、武力攻撃や侵略の概念、人道的干渉の問題等が候補として挙げられた。最後に、座長から「最終報告書」を承認するための決議を行う

旨の提案が行われ、委員会は同決議案をコンセンサスで承認し終了した。

(森川幸一)

3. 國際刑事裁判所委員会

2000年のロンドン大会において設置された本委員会は、委員長を Torsten Stein (ドイツ)、共同報告者に William Schabas (アイルランド)、Göran Sluiter (オランダ) を擁して活動を続けてきたが、本大会における最終報告書（第4回報告書）の採択を持って任務を完了した。本大会の会合では報告書の説明・議論と任務終了に関する確認とが行われた。

まず報告書の内容については、今回の報告書のテーマは国際刑事裁判所の検討会議 (Review Conference) であり、(すでに検討会議の議題として正式に決まっていた) 侵略犯罪と124条の取り扱いをめぐる問題のほか、現在の国際刑事裁判所が抱える問題点を明確化して、その改善について検討が行われている。しかし本年5月・6月にカンボラ (ウガンダ) で開催された検討会議ではこうした国際刑事裁判所の現状に関する詳細な議論は（まだ国際刑事裁判所において刑事手続きが一件も完了していないという現実にかんがみ）、Stock-taking の枠組みでもほとんど行われなかった。したがって委員会の最終報告書で検討された論点の幾つかは、実際に検討会議で議論されたものとは異なることとなつた。しかし学術的観点からこれらの論点は議論すべきものであり、会合においてもこの点について特に批判的意見は寄せられなかつた。次に委員会の任務終了について、まだ国際刑事裁判所については議論すべき論点が残つており、継続することは考えられないかという質問があつたが、委員長からは将来的には国際

刑事法に関する委員会を設置することは極めて望ましいが、この委員会としてはすでに任務を終了したので、延長を望まないという回答があつた。その後、共同報告者からカンボラでの検討会議の様子について紹介があつた。会合には委員会の委員以外の参加者も多く、この問題に対する関心の高さがうかがわれ、質問にあつた通り任務終了を惜しむ声が多く聞こえた。

(洪 恵子)

4. 国際法教育委員会

本委員会は、2004年ベルリン大会、2006年トロント大会、2008年リオ大会を経て、意見交換用の website の新機軸が認められ、今期のハーグ大会までの特別の延長が認められたものである。今回委員会の内容としては、Botha教授 (南ア) を委員長とし、Rapporteur として、Gamble教授 (米国)、当日の司会として、Wilde教授 (Reader、英国) が本部より指名され、討議を行つた。中心的な論点は、Reportの採択と今後の活動形態であった。

第一点については、事前に配布されていた Report 草案が説明された。内容に乏しいものであったが、数名の肯定的意見により、結局、本部に送付された。第二点に関しては、Study Group や Interest Group という形態が検討され、委員長からは、少数の、関心ある者からなる（場合によつては複数の）Interest Group が適当であるとの意見が呈された。

その他、メンバーとの事前調整はなかつたが、国連担当者より Audiovisual Library of International Law (<http://untreaty.un.org/cod/avl/index.html>) の紹介がなされた。引き続き、日本から Alternate として出席した森

田により、主として以下の点について説明がなされた。すなわち、まず、日本における国際法教育問題がもつ重要性と喫緊性の現状、次に、日本支部国内委員会（メンバーは、広部和也教授（成蹊大学、本委員会 Member）、森田章夫（法政大学、同 Alternate）、青木節子教授（慶應大学）、濱本正太郎教授（京都大学）、西村弓准教授（東京大学）、新井京教授（同志社大学）、岡松暁子准教授（法政大学）が作成した、How to Find Materials on Public International Law for Research and Education (http://wwwsoc.nii.ac.jp/ila/doc/teaching/Research_and_Education.htm) の内容である。後者については、さらに濱本教授により若干の補足説明がなされた。これは、今日の膨大な国際法情報の中から、研究・教育にとって重要なツールを明らかにする労作である。

その他、異なる性格の講座における国際法教育のあり方、Common Law traditionを持たない国における国際法教育の相違、インターネットやビデオ利用につき、若干の意見交換がなされた。しかし、多くはリオ会議でも森田により既に問題提起がなされていました。このように、毎回同様の議論が繰り返され、具体的な成果が得られないまま、委員会としての活動は終了した。しかし、その中で、日本の国内委員会が提出した上記の "How to Find Materials..." のみは、重要な具体的な成果として残ったと評価できよう。

(森田章夫)

5. 承認・不承認委員会

8月16日午前に非公式の準備会合が、同日午後に公開の会合が持たれた。

本委員会は今回の大会から活動を開始した

新しい委員会 (Wladyslaw Czapliński 委員長) であり、当初予定されていた報告書の提出もなされなかつた（報告者、Aziz Tuffi Saliba 委員）ため、今回の会合ではもっぱら当委員会でなすべきことについてのプレインストーミングと作業日程の調整とが行われた。

非公式会合では、検討の対象を国家承認・政府承認に限定しないこと、とりわけ「違法な状態の不承認 non-recognition of illegal situations」に注目しつつ研究を進めることにつき委員長から説明があり、了承された。また、今会期終了後に各委員に送付される質問票を基に、各委員が2011年5月1日までに報告書を報告者に提出し、6月にヨーロッパにおいて中間会合を持つことが合意された。質問票は、「宣言的効果説と創設的効果説との区別は現在でも有用か」「承認を与えるかどうかの基準はどのようなものか」「承認は法的行為か政治的行為か」などの一般的な内容とされ、各委員の報告書はそれを基礎にしつつもそれに限定されない形で各国の国家実行を中心を作成成したものとされた。

公式会合では、報告者により、承認に関する学説の整理がなされ、本委員会の研究目的が説明された。また、Brad Roth 委員から、実効的支配を重視するこれまでの実行が変化しつつあり、客観的に見て国家と思われる国が承認されなかつたり、そうでない国が承認される例が増えている、との説明があった。次に、Czapliński 委員長から、非公式会合での議論の要約がなされた。

その後、質疑応答がなされ、会場からは本委員会の研究の射程について様々な疑惑が提起されたほか、台湾等いくつかの具体的な事例について研究することを求める意見も寄せられた。

(渕本正太郎)

6. 国際人権法委員会

この委員会は改組された新委員会で、Christina Cerna (米) を委員長に、①国際人権法の国際司法裁判所への影響の研究、②国際司法裁判所およびその他の国際人権に関する国際機関による決定・判決の国内実施、の2つを研究テーマとしている。報告者は、Ineke Boerefijn (蘭) ともう1名だったが、その1名が辞任したため、会合の冒頭、委員のうちから Ralph Wilde (英) と Christopher Michaelsen (豪) を新たに報告者に推薦する旨の説明があった。

セッションは2つに分かれ、それぞれ、委員会が扱う研究テーマについてすでに著書がある若手研究者2人から30分程度の報告と質疑があった。その後、委員から作業の進行状況について5分程度の報告があった。

前半：Gentian Zyber (アルバニア) から、著書『国際司法裁判所の人間的な側面』を基にした報告があり、ICJで取り扱われた人権関係の判例の紹介や、ICJ内の人権小法廷設置や人権条約への強制管轄条項の挿入などの立法案が主張された。ICJ内の人権小法廷の意義や既存の人権委員会との関係などの質問が出た。委員では、Eva R. Rieter (蘭) がICJ暫定措置のフォローアップについて、Marcilio Franca Filiho (ブラジル) がメルコスールとICJの関係について、薬師寺公夫 (日) が人権のICJ判決に対する影響について論じた。

後半：Frederic Vanneste (ベルギー) から、著書『人権裁判所に現れた一般国際法』を基にした報告があった。委員では、Mathias Herdegen (独) がICJと条約機関による人権条約解釈について、Jernej Letnar Cernic (ス

ロヴェニア) が自由権規約委員会の見解の国内実施について、寺谷広司 (日) が立憲主義および条約の「間接適用」について論じた。

(岩沢雄司・寺谷広司・薬師寺公夫)

7. 宇宙法委員会

本委員会の公開セッションは、8月17日の午前9時から開催された。まず、議長のWilliams教授が、前会期以降の発展を踏まえて本会期のために作成した第4次報告書の概要を報告した。報告書第1部は、2012年に提出される最終報告書に含まれる5つの議題のうち検討が終了していない国内宇宙法とリモート・センシング（特に衛星画像を裁判での証拠として用いるための条件整備）に重点が置かれている。このうち後者は、2004年会期（ベルリン）の結論案や前会期での10点の暫定結論を踏まえ、さらに討議すべき点として、衛星データは証拠能力について見解の相違が存在し国際裁判の証拠として利用しにくいので、データの真贋を決定する技術ガイドライン作成を含むデータ利用の統一基準を国際協定として締結すべきか等7点が指摘された。今会期での合意事項は、若干の修正を経て最終報告書に勧告として盛り込まれる予定である。前者の国内宇宙法については、議長の概括的な報告に続いて、報告者のHobe教授が、適用範囲、宇宙活動免許の内容、免許の譲渡、保険、宇宙物体登録、監督、環境評価、補償、紛争解決の全9条からなるモデル法案の趣旨を説明した（報告書第2部）。最終報告書に含まれるその他の議題は、スペースデブリ、登録、紛争解決である。前会期に新たに議題として導入された地球近傍物体（NEO）のほかに会期間の議論に基づき月協定の再検討が今後の議題候補として挙げられ

た。その後、フロアとの質疑が行われ、衛星データ利用の条件はソフトローで合意すべきこと、2009年の史上初の衛星同士の衝突という新しい事象に鑑み、スペースデブリ問題を損害責任条約の過失責任の観点から再検討すべきことなどが提案され、また、モデル法案の条文の配置や文言について修正提案が出された。

(青木節子)

8. 基線に関する委員会

2008年に同委員会が設立されて、今大会で初めての全体会合が開かれた。正式な報告書は提出されなかつたが、報告者による暫定的報告書が作成されており、それが全体会合の出席者に配布された。

Piñot教授を議長とし、ネルソンITLOS判事（同委員会委員長）とコルター教授（報告者）により全体会合が進められた。

暫定報告書は通常基線を扱っているが、その概要は、以下のとおりである。通常基線の考え方につき、国連海洋法条約5条には二通りの解釈がある。第一に、通常基線は沿岸国により公式に認められた地図に示された低潮線とする解釈であり、「地図上の低潮線」解釈とよべるものである。第二に、地図上の低潮線には限定されず、現実の沿岸の物理的形狀などを考慮した低潮線とする解釈であり、「現実の低潮線」解釈とよべるものである。暫定報告書は、国内裁判例を中心に、現実の低潮線が問題となった例を考察している。暫定的な結論としては、「現実の低潮線」解釈をとるものであるとする。

全体会合では、氷結水域の基線の問題、領海のみならず延伸大陸棚に関する限界委員会への情報提出における基線の問題の重要性、

地図上の低潮線がもつ推定の効力の問題、スリナメ対ガイアナ仲裁事件で地図上の低潮線が争われた経緯などが指摘された。さらに、本委員会で検討すべき問題の範囲（直線基線も含むかなど）につき委員会のコンセンサスが確立しておらず、正式な報告書がまだ提出されていない段階であることに鑑み、次のような見解も示された。まず国連海洋法条約5条の解釈論から議論すべきであること、「現実の低潮線」は5条の解釈に関する法的問題ではなく、地図に反映された低潮線が現実と乖離しているという事実の問題にすぎないことなどである。

(兼原敦子)

9. 延伸大陸棚の限界の法的諸問題に関する委員会

今回の大会をもって、本委員会は正式に解散した。下記のような経緯があった。

前回の2008年リオ・デ・ジャネイロ大会で、本委員会の作業の後半部分にあたる国連海洋法条約82条に関する報告書が提出され、全体会合で一応、採択された。その後、委員会メンバーからのコメントをふまえて報告書に適宜修正を加えたものを報告者が作成し、それをもって本委員会の作業の終結とする予定であった。けれども、今ハーグ大会に至るまで、かかる報告書は提出されなかった。

こうした経緯を受けて、本委員会は委員会会合を開催して方針を定めて、それに従い、全体会合において概要以下のよう決議が提案され、最終的にこれが採択された。

国連海洋法条約82条に関する報告書を検討し、同報告書の存在を注記する。同82条に関する国際海底機構の検討に留意する。議長、共同報告者、委員会メンバーの作業に謝意を

表明する。Executive Councilに対して、本委員会はその課題に関する検討を終了し、これをもって解散するが、Executive Councilの決定を妨げるものではない。

(兼原敦子)

10. 文化遺産法委員会

文化遺産法委員会は8月16日、Susana Vieira議長（ブラジル）とJames Nafziger委員長（アメリカ）の司会の下で開催された。最初に、委員長から「水中文化遺産保護条約」への加盟状況のフォローアップについて説明があり、次いで、本会期に提出された「文化財の輸出規制に関する諸国家の法制度」と題する委員会報告書案の検討に入った。

この研究テーマが前期のリオ大会で取り上げられた背景には、2005年のユネスコ「文化多様性保護条約」の採択で顕在化した「貿易自由化」対「國家の文化政策」をめぐる論争がある。すなわち、GATT 11条の国際貿易の数量制限の一般的禁止原則に対する例外規定としての「美術的、歴史的又は考古学的価値のある國宝の保護のため執られる措置」(20条(f)項)の内容を確定する問題である。この一般的例外規定の解釈については、今日までWTOの紛争解決機関の判断が下されたことはない。そこで委員会は、前回のリオ大会で、文化財の輸出規制に関する諸国（EUを含む）の法制度とその運用状況について実地調査を行なうことを決め、昨年のジュネーブ会合での討議を経て、各委員から文化財の輸出規制に関する国内法制度の報告書が提出され、それを基にNafziger委員長と報告者のRobert Paterson教授（カナダ）が共同で取りまとめたのが、本大会提出の報告書案である。

この報告書案に対して各種の発言がなされ

た。例えば、① 報告書案はもっぱら文化財の「輸出規制」の側面に重点を置き、「輸入規制」措置への配慮を欠いているとの指摘。② 「先住民の権利」に関するILA委員会と協議する必要性の指摘。③ EU法やモスレム法等、法体系の相違に鑑みて、文化財の輸出管理の国内法制から文化と貿易の一般原則を導くことの困難さについて発言があった。これらのコメントをふまえ、来年開催予定の委員会会合で、報告書についてさらに検討を重ねることが了解された。

(香西 茂)

11. 國際貿易法委員会

委員会の（第9）報告書は、例年と同じように、1「はじめに」、2「WTO法及び紛争処理制度における進展」、3「TRIPS」、4「国際エネルギー貿易の規制」、5「国際食糧安全保障の貿易関連侧面」、6「貿易に関連する経済・環境ガバナンス問題」（「WTOの組織改革」と「貿易と環境に関する課題—気候変動」の節を含む）、7「将来の作業計画」の7部構成で、各分野における進展や課題をまとめたものである。

委員会の会合は、Ward（豪）を議長に8月18日午前に行われた。複数の委員が上記7項目を分担して報告書の概要を説明した後に、項目ごとに討論する形式で進められた。説明分担者は次の通り。Petersmann（委員長、独、1と7）、Bhuiyan（バングラデシュ、2）、Cottier（スイス、3と4）、Hahn（独、4）、Footer（英、5と6）、Ziegler（スイス、6）、Weiss（オーストリア、6）。討論は7項目すべてに関し多岐にわたった。なかでも活発に議論が行われたのは、2「WTO法及び紛争処理制度における進展」だった。特に報告書

が2の中の「WTO紛争解決慣行における条約解釈方法」と題する節において、条約法条約の前文に「正義の原則」への言及があることなどを根拠に、WTO協定の解釈に当たっては正義にかなった解釈を選択する義務があると示唆していることにつき、岩沢が詳しい説明を求めるところをきっかけに活発な議論が行われた。

今後2年の研究計画に関しては、委員長のPetersmannが、エネルギー安全保障、食糧安全保障、気候変動防止、生物多様性保護の相互関係は、国際公共財の関連性を示していることを説明し、このような国際公共財の関連性や供給の問題、WTOの組織やガバナンスの問題などを扱っていきたいと説明した。

(岩沢雄司)

12. 武力紛争被害者に対する賠償委員会

本委員会は、前回リオ大会の後、委員長がLuke Lee博士（アメリカ）からNatalino Ronzitti教授（イタリア）に交代し、また、委員会の名称も「戦争被害者に対する補償」から「武力紛争被害者に対する賠償」に変更された。しかし、実質的なマンデートに変化はなく、Rainer Hofmann教授（ドイツ）と古谷（筆者）が共同報告者として作業を継続している。

今大会では、Manuel de Almeida Ribeiro教授（ブラジル）を座長に議事が進められた。委員会はこれまで、Hofmann教授が担当する実体法に関する論点と古谷が担当する手続法に関する論点とを平行して検討してきたが、今大会においては、実体法上の論点に関する「武力紛争の被害者に対する賠償に関する国際法原則に関する宣言（実体的論点）」（Declaration on International Law on the

Principles on Reparation for Victims of Armed Conflict (Substantive Issues)）が集中的に検討された。Hofmann教授より逐条的に簡潔な説明が行われ、これに関してフロアから活発な意見が出された。対象とされる「犠牲者」の概念、「被害」の範囲などについて出された提案に基づき、宣言案は一部修正されたうえで採択された。続いて、同宣言を国連、国際刑事裁判所、赤十字国際委員会等の関係機関に送付し、被害者に対する賠償について、国際社会の注意をさらに喚起することを謹つた決議が採択された。なお、委員会は今後も作業を継続し、2014年京都大会を目指して、古谷が作成を担当する手続的論点に関する宣言案とアド・ホック国際補償委員会のモデル規程案について、検討を進める予定である。

(古谷修一)

13. 国際証券委員会

国際証券委員会では、第9暫定報告書の内容が紹介され、若干の討議が行われた。第9暫定報告書は、2008年のリーマンショック後の世界的な金融危機に対応するための各国の証券規制の展開をフォローしているため、内容が充実したものとなっている。

まず、Avgouleas教授（ギリシャ）が、英米におけるシステム・リスクの監視について報告した。そこでは、金融危機の再発防止のために、システム・リスクに着目した金融機関の監視・監督が強調されているが、システム・リスクの意味が多義的であり、監視・監督の実効性も未知数である旨、報告がされた。次いで、伝統的な証券の分野における市場規制の展開について、MacNeil教授（イギリス）が報告した。そこでは、EUにおいて私設取引システム（MTFs）が市場取引

の構造に大きな影響を与えており、アメリカにおいて秒単位のシステム売買やグレーブルと呼ばれる取引所外取引が市場に与える影響が憂慮されていることなどが紹介された。筆者も、金融危機後の日本における空売り規制の強化と自己株式取得の規制緩和について紹介した。第3に、Ewin氏（ホンコン）がデリバティブ規制の展開、とくに店頭デリバティブの清算集中を巡る動きを報告した。第4に、Levin氏がコーポレート・ガバナンス論の一つとして、機関投資家に一定の責任を負わせる議論を展開し、最後に、Sinclair氏とMaatman教授が、G20を構成する国との間での規制の協力や証券規制当局の組織形態に関する議論を行った。

このように議論の対象は、報告書の内容を反映して多様なものとなり、委員会に出席した委員はすべて、自分が執筆した報告書のパートについて報告を担当した。会場からは、共同座長のFleischman氏や名誉座長のLichtenstein教授が議論に加わり、少なくとも委員の間では十分な意見交換が行われていた。ただし、内容が極めて専門的であったため、一般的の参加者からはほとんど発言がなかった。

（黒沼悦郎）

14. 非国家主体委員会

前回リオデジャネイロでの設立会合に続く第2回の本会合となった今大会での会合は、座長にイギリスのマンス卿（Lord Mance, Executive Council, ILA）を迎えて、委員長Math Noortmann教授（オランダ、現在は英Oxford Brookes大）、と2人の共同報告者Cedric Ryngaert助教授（Leuven大及びUtrecht大）、とMalgorzata Fitzmaurice教授（英Queen Mary大、前回は欠席）が顔を揃えた上で開催された。この委員会はfriends of the committeeと称して（委員長）、ILAの正式の委員ではないオランダやその他欧米の研究者が何人か、委員会内外での活動（2010年2月のルーベン大でのシンポジウムなど）および、今大会でのクローズドの委員会会合にも活発に参加しているのが特徴である。今回、最初の部は、委員長と報告者が中心になって、そうした委員会のフレンズとまとめ、このハーグ大会に合わせて出版されたばかりのNoortmann & Ryngaert (eds.), *Non-State Actor Dynamics in International Law: From Law-Takers to Law-Makers* (Ashgate, 2010) (Non-State Actors in International Law, Politics and Governance series) の内容を、9人の著者が口頭で数分間ずつ簡単に紹介するというところから始まった。質疑がもとめられたが、著者達以外はこの本は未見で内容についての十分な理解をえることができず、実質的なやりとりは殆どなかった。

続いて第1報告書の概要が委員長により紹介された。この約30頁の報告書は前回叩き台として提出された、安全保障問題に特化したものとは全く趣を変え、改めて非国家主体の問題を広く検討する体のものになっている。二部構成で、第一部では、目的、方法、プロジェクトの範囲などの総論であり、第二部は、国際法とグローバルガバナンスの三つの主要な機能分野毎に、非国家主体に関する権利義務についての一定の俯瞰図(mapping)が行われている。①規範創造（条約、慣習国際法、一般原則、「ソフト」ロー）、②遵守監視（行政）、③強制（紛争処理、アカウンタビリティ／レスポンシビリティー、免除）の3つが軸である。午後遅く、会場を変えてクロ-

ズドで行われた委員会では、今後の作業の進め方について話し合われたが、非常に包括的な報告書内容のために、具体的に何をどのようにしてゆくかについて、ルーベンでのシンポジウムに参加したメンバーとそれ以外のメンバー間（筆者も入試期間に重なり欠席した組）、また参加したメンバー間にも理解に温度差があって、とにかくmapping作業をまずもっとすめるという点以外は意見が焦点を結ばず、委員長が報告者に一任する形で終了した。その後、種々の非国家主体を分類し、それぞれにつき報告者をつくる形の作業プラン・アンケートが送られてきた。さしあたりその結果を検討する会合が、2011年2月（ルーベン）および5月（オックスフォード）に開催される予定になっている。

（宮野洋一）

15. 持続可能な発展に関する国際法

本会合のために共同報告者のダンカン・フレンチ（英国）、ヒメーナ・フエンテス（チリ）が作成した第4報告書は3つの章から成る。第1章は、2009年8月に本委員会とシェフィールド大学が共同開催したシンポジウム「地球規模の正義と持続可能な発展」の成果である。このシンポジウムには20カ国から75人が参加し、地球規模の正義と持続可能な発展との間の複雑で、ときに相矛盾し、かつ弁証法的な相互作用が多岐にわたって議論された。第2章では、持続可能な発展に関する最近の判例が分析される。扱われるものはICJ判決（ウルグアイ川バルブ製造所事件）、欧洲人権裁判所諸判決、米州人権委員会報告である。第3章では、「国際裁判に役立つような持続可能な発展とそれに関連する諸原則についての信頼に足る叙述」を行うという、本委

員会の最終報告書の構想が述べられる。

8月19日午前にエドゥアルド・グレブラー（ブラジル）の司会のもとで開かれた本会合では、まず委員長ニコラス・シュリヴァー（オランダ）がこの2年間の活動、第4報告書の概要および今後の活動方針について述べ、ついでダンカン・フレンチとヒメーナ・フエンテスが各委員および参加者から出された質疑やコメントに応答した。筆者はこれまでの本委員会の活動の意義を十分に認めた上で、持続可能な発展概念の文化的側面を研究対象に含めるべきであると述べ、①そのことは持続可能な発展が統合アプローチをとることからも、第4報告書が持続可能な発展の基礎としてあげる国連憲章1条3項、同55条および友好関係宣言からも導かれるここと、②UNDPの『人間開発報告書』が人間開発を促進する不可欠の条件として文化多様性の確保を挙げ、UNESCOの文化多様性宣言および文化多様性条約がそれぞれ持続可能な発展との関係で文化を論じている点を考慮に入るべきこと、の2点を主張した。

本委員会は2012年のソフィア大会に最終報告書を提出し、国際紛争解決機関が持続可能な発展をどのように扱うのが適当であるかという問題について指針を示す予定である。

（西海真樹）

16. 気候変動に関する法原則委員会

2008年11月に設置が決定された本委員会は、今回のハーグ大会で委員が初めて顔を合わせた。日本支部からは、村瀬委員長、柴田、高村、吉田の4人が参加した。委員会では、日本支部が作成した日本支部報告書案を基礎に報告者であるRajamani（インド）がとりまとめた第1次草案をもとに討議が行われた。

資料

大会中3回の会合が行われ、8月16日の第1回会合では、村瀬委員長から委員会設置の経緯、目的、検討の方法論について説明がなされ、最初の意見交換がなされた。8月17日の第2回会合（公開会合）では、Sir Michael Wood（イギリス）が座長を務め、村瀬委員長から委員会設置の趣旨が紹介された後、報告者から第1次案の概要が報告された。会合には約80人が集い、特に最終報告書の形式、委員会の検討の範囲と重点に議論が集中した。最終報告書の形式については、「注釈つきの簡潔な規範的文書」の作成をめざすことに大筋の合意があつたが、最終的な形式は今後の実質的な検討の結果を見て決定することとなった。8月18日の第3回会合では、公開会合での意見をふまえ、2012年ソフィア大会に向けた第2次草案作成作業の進め方について討議を行い、第2次草案のアウトライン案の作成と当面検討すべき原則及び鍵概念の検討を行った。そして、当面検討作業の対象とする原則及び鍵概念として、(a) 共通に有しているが差異のある責任+衡平（汚染者負担原則との関係を含む）、(b) 途上国の特別の状況+脆弱性、(c) 持続可能な発展、(d) 預防、(e) 國際貿易法・國際経済法との関係、(f) 誠実則を確認した。2010年10月末までに第2次草案の構成と対象について委員のコメントを得た後、委員が草案作成に貢献できる事項を自主申告し、2011年9月15日までに作業結果を報告者に送り、報告者がそれを基礎に第2次草案をとりまとめることとなった。

（柴田明穂、高村ゆかり、吉田脩）

17. 國際裁判所の実行と手続きスタディ・グループ

本スタディ・グループは、Phillip Sands

教授（英国）と Campbell McLachlan 教授（ニュージーランド）を共同委員長として、国際裁判所の裁判官の地位に関する研究を2005年から開始し、2006年にはその成果である「国際裁判官の独立に関する Burgh House 宣言」を採択していた。今回はこれに引き続き、新たに Laurence Boisson de Chazournes 教授（スイス）が共同委員長に加わって、国際裁判手続における法律家の行動を規律する職業倫理基準についての研究が行われた。今大会に先立ち、ロンドン（2009年6月）、ジュネーヴ（同年10月）、ユトレヒト（2010年4月）と3回の会合が重ねられ、その結果、「国際裁判所に出廷する弁護人の倫理基準に関する The Hague 宣言」草案が作成され、今大会においてこの宣言草案の審議と同宣言の採択が期待されていた。

今大会では、Sands 教授が欠席したため、A. H. Soons 教授（オランダ）の司会の下、上記 The Hague 宣言草案に関する研究の背景や内容の説明が McLachlan 教授と Boisson de Chazournes 教授により行われた後、Dugard 教授（南アフリカ）がこれにコメントを行うかたちで審議が進められた。同宣言草案は、国際法律家協会や各国の法律家協会の倫理基準を参考にしながら、適用範囲、一般原則、依頼人との関係、利益相反、国際裁判所との関係、証拠提示、証人他との関係の7項目を定めたものである。Dugard 教授からは、この原則の適用範囲、国際刑事裁判所との関係、機密保護の問題や刑事手続きにおける証人との関係などが指摘され、フロアからも、国内法制との関係、特にコモン・ロー系の実務に基づく意見が出されるなど、活発な議論が行われた。これに対して、McLachlan 教授と Boisson de Chazournes 教授からそれぞれ回

答があり、最終的にこの宣言を採択することで今回の作業は終了することになった。

（酒井啓亘）

18. 「国際組織の責任」に関するスタディ・グループ

「国際組織の責任」（Responsibility of International Organization）に関するスタディ・グループは、2004年のベルリン大会において設置が決定され、現在国際法委員会（ILC）委員を務めている Eduardo Valencia-Ospina（本部推薦）が特別報告者に任命された。その後、2009年に ILC が国際違法行為に対する国際組織の責任（responsibility of international organizations for internationally wrongful acts）に関する第一読の条文草案を採択し、2011年に第二読・最終草案を採択する計画であることを受け、本スタディ・グループは、この ILC 第一読条文草案を主たる検討対象とすることになった。

本大会におけるスタディ・グループ会合は、大会第一日目の8月16日の午後から夕方にかけて開催され、本スタディ・グループの委員である August Reinisch 教授（オーストリア）が議長を務めた。最初に Valencia-Ospina 委員長から、事前に各委員に配布されていた ILC の第一読条文草案に関する論点を整理したペーパーに沿って説明が行われた。そこでは、国際組織の責任に関する ILC 条文草案に関して、(1) 2001年に採択された国家責任に関する条文草案の構成と方法を国際組織の責任に関するものとそのまま採用して条文を起草するという本草案の方法論自体の妥当性、(2) 国家責任条文草案からの類推という方法では解決され得ない問題も存在すること、(3) ILC 条文草案は国家が国際組織の責任を追及する場

合の規則を定めているが、国際組織が国家の責任を追及する場合の規則が抜け落ちていること、(4) いくつかの個別の論点、すなわち、① 国際組織の「機関」の定義、② 国際組織への責任帰属の問題における“effective control”的基準、③ 国際組織が別の国際組織の構成員である場合の責任、④ 「国際組織の関連規則」の位置づけと法的効果、⑤ 国際組織の行為との関係での国家の責任、⑥ 国連憲章との関係、などが指摘された。

その後、Reinisch 議長の下で、ILC 条文草案の具体的な規定に沿って順次討議と意見交換が行われ、特に、国際組織の「機関」（agents）の定義や「国際組織の関連規則」の役割、草案63条の lex specialis の原則の適用などの問題について、論議が深められた。

（植木俊哉）

19. 「国際投資法におけるソフトロー文書の役割」スタディーグループ

「国際投資法におけるソフトロー文書の役割」スタディーグループは、8月19日の午前9時から12時15分まで公開セッションを開催した。このスタディーグループは、2008年11月に国際経済法分野における法典化の可能性等を探るために発足し、2012年のソフィア大会に報告書を提出することになっている。

当日の公開セッションでは、現在スタディーグループの共同 Rapporteur である August Reinisch と Andrea Bjorklund が交互に司会を務め、両者と Kate Miles が報告を行い各報告の後フロアと質疑が行われた。まず Bjorklund から法典化の方法について紹介があり、国際投資法分野についてリストメントの方法が最適という結論になったことが報告された。次に Kate Miles から、本スタ

資料

ディーグループの検討に当たって国際環境法分野の経験が参考になるとして、国際法協会の作成した越境規則が国際環境法の発展に有意義な役割を果たしたとの報告があった。最後に Reinisch から規制収用（Regulatory Expropriation）について既に70事件の仲裁判断が公表されており、リストメントの時機が熟したとの報告があった。質疑では、現時点において国際投資法のリストメント作成が適当かどうかに議論が集中した。主な批判点は、二国間投資協定が利益バランスにあって国際環境法とは違うのではないか、また投資協定仲裁判断で公表されているものは一部でしかないのではないかという点であった。最後に共同 Rapporteur である Reinisch が、本日のコメントを踏まえてスタディーグループの作業を続ける旨の集約を行いセッションを閉じた。

（小寺 彰）

理事会

全体理事会は新理事長 Lord Mance（2009年4月に Lord Slynn が逝去したことにより、同年11月の理事会において理事長に選出された）の司会で、大会開会直前の8月15日午後及び閉会直前の8月19日午後の2回行われた。

第1回理事会においては、新会長にオランダ支部会長の Nico Schrijver を全会一致で承

認した。ブルガリア支部の Yankov 判事から2012年にソフィアで開催される第75回世界大会につき、柳井俊二会長から2014年に京都で開催される第76回世界大会につき、米国支部の Nafziger 教授から2016年に同国で開催される第77回世界大会につき、南アフリカ支部の Strydom 教授から2018年に同国で開催される第78回世界大会につき、それぞれ説明があった。また、中国（台湾）支部の Chen 教授から、2011年5月29日～6月1日に台北において Asia-Pacific Regional Conference を開催する旨の説明があった。

第2回理事会においては、本大会で採択されるべき8つの委員会（国際商事仲裁、武力紛争の犠牲者に対する補償、国際刑事裁判所、国際法教育、バイオテクノロジーの国際法、武力行使、フェミニズムと国際法、延伸大陸棚の限界に関する法的諸問題）から提出された各決議案が採択され、さらに総会でこれら8決議案が採択された。

今回の大会には、日本支部からは柳井俊二会長、村瀬信也副会長をはじめ46名の会員が出席した。外務省国際法局（鶴岡公二局長、岡野正敬国際法課長）及び在オランダ日本大使館（渋谷 賢大使）には種々のご協力を頂いた。記して感謝申し上げる。

（中谷和弘）